

○耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(削る)</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二の二第一項第一号の規定に基づき、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。</p> <p>耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件</p> <p>第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ロ及び第三号ロに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。</p> <p>一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十五条の二の二第一項第一号イ及びロに掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 耐火構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とするこ と。</p> <p>ロ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。</p> <p>(1) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード（強化せつこうボードを含む。以下同じ。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張つたもの</p> <p>(2) 厚さが八ミリメートル以上のスラグせつこう系セメント板の上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張つたもの</p>

- (3) 厚さが十六ミリメートル以上の強化せつこうボード
 - (4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は難燃合板を張ったものの
 - (5) 厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードを張ったものの
- 二 令百十五条の二の二第一項第一号ロに掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
- イ 耐火構造とすること。
 - ロ 前号ロに定める構造とすること。
- 三 令百十五条の二の二第二項第一号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
- イ 耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
 - ロ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (1) 厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板
 - (2) 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル
- 四 令百十五条の二の二第二項第一号ロ及びハに掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法に

あつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 前号ロに定める構造とすること。

第二 令百十五条の二の二第一項第一号イに掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 第一第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるが、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ハにおいて同じ。

ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第三 令百十五条の二の二第一項第一号イ及びロに掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーテイクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張ったもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ十二ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせつこうを塗ったもの
(3) 厚さ四十ミリメートル以上の木材

(4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張り、その上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を張ったもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードを張ったもの

(3) 厚さが十五ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの

(4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

ハ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第四 令百十五条の二の二第一項第一号イに掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 第三第二号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第五 令百十五条の二の二第一項第一号ロに掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ 厚さが十五ミリメートルの強化せつこうボードの上に金属板を張ったもの

ロ 繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの

ハ 第一第三号ロ(1)又は(2)に該当するもの

ニ 野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）とのすき間に次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内

部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四十ミリメートル以上のしつくい、土又はモルタル（以下「しつくい等」という。）を塗ったもの

ロ 厚さが三十ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが二十ミリメートル以上のしつくい等を塗ったもの（屋内側にしつくい等を塗ったものにあつては、当該しつくい等が自立する構造とするものに限る。）

○ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十一号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(削る)</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二の二第一項第四号ハの規定に基づき、ひさしその他これに類するものの構造方法を次のように定める。</p> <p>通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないひさしその他これに類するものの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法</p> <p>二 防火構造に用いる構造方法</p> <p>三 建築基準法施行令第百九条の三第二号ハ又は第百十五条の二第一項第四号に規定する構造に用いる構造方法</p> <p>四 不燃材料で造ること。</p>